介護保険住宅改修費支給申請について(受領委任払い用)

●申請の流れ

- 1. 住宅改修の実施について、担当のケアマネジャー等に相談する。
- 2. 申請者又は事業者は、工事を始める前に、高齢介護課に次の書類を提出する。
 - ① 東松山市介護保険住宅改修費事前承認申請書(受領委任払い用)〔様式第2号〕
 - ② 東松山市介護保険住宅改修費受領に関する委任状及び同意書〔様式第1号〕
 - ③ 住宅改修が必要な理由書(P1, P2)
 - ④ 住宅改修見積書
 - ※ 改修を行う箇所ごとの内容、規模を明記すること
 - ※ 材料費、施工費等を適切に区分すること
 - ⑤ 住宅改修丁事着丁前の写真
 - ※ 便所、浴室、廊下等の改修箇所ごとに、撮影日を入れて撮影すること (各写真に手すり等完成予定図を記入する。)
 - ⑥ 住宅改修箇所の見取り図
- 3. 申請者及び事業者は、「東松山市介護保険住宅改修費承認(不承認)決定通知書(被保険者用) 〔様式第3号〕」及び「東松山市介護保険住宅改修費承認(不承認)決定通知書(受領委任払い事業者用)〔様式第4号〕」が到着後、着工する。
- 4. 事業者は、工事が終了した後、高齢介護課に次の書類を提出する。
 - ① 東松山市介護保険住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)〔様式第5号〕
 - ② 請求書〔様式第6号〕
 - ※ 利用者負担割合証に記載の割合に応じて、改修費の90/100、80/100 又は70/100 の額を記載すること
 - ③ 領収書の写し
 - ※ 宛名は被保険者とすること
 - ※ 利用者負担割合証に記載の割合に応じて、介護保険適用額の 10/100、20/100 又 は 30/100 の金額を明記すること
 - ※ 金額に端数が生じた場合は、切り上げ処理とすること
 - 4) 内訳書
 - ⑤ 住宅改修前と後の状態を確認できる書類
 - ※ 改修箇所ごとに、撮影日を入れて写真を撮影し、添付すること

●介護保険住宅改修費の支給対象項目

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

●注意事項

「受領委任払い」は、介護保険料に未納がある方は利用できません。

問合せ

東松山市役所高齢介護課 電話 0493-23-2221 (内線 413~416)